

# **福島県新事業分野開拓者認定制度**

**(新商品等購入随意契約に関する事業者認定制度)**

## **募 集 要 領**

**【募集期間 令和6年3月26日(火) ～ 5月31日(金)】**

**令和6年4月**

**福島県商工労働部  
産業振興課**

## 1. 認定制度の目的

福島県では、平成18年度から「福島県新事業分野開拓者認定制度（旧称：福島県新商品生産による新事業分野開拓者認定制度）」により、新商品の生産又は新役務（サービス）の提供により新事業分野の開拓に取り組む県内の中小企業者等を認定し、当該新商品・新役務（サービス）の販路開拓等を支援しています。

## 2. 認定による効果

(1) 県機関が当該新商品の購入又は新役務（サービス）の提供を受ける際、通常の入札手続ではなく随意契約にすることが可能となります。

※随意契約とは、県が特定の相手方を任意に選択して契約を締結する手続です。

**※ただし、認定自体が新商品の購入等を約束するものではありません。**

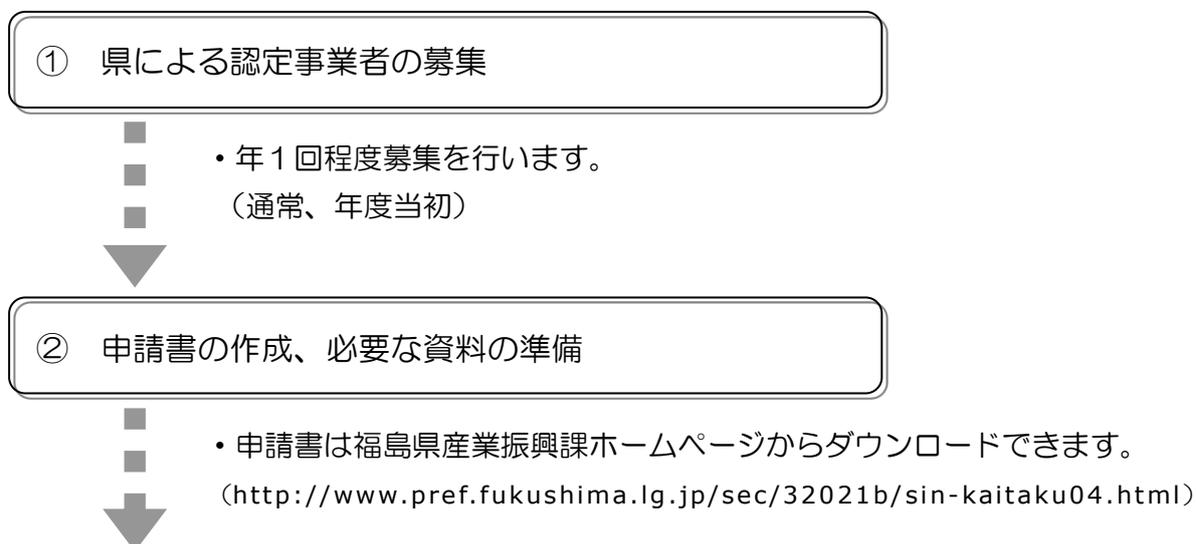
(2) 「新事業分野開拓者」として、生産する新商品又は新役務（サービス）とともに県ホームページ等で公表します。また、県との契約締結に至った場合、県の契約原則である機会均等、透明性及び公正性を確保するために、以下のとおり公表します。（公表内容は、出納局及び各地方振興局出納室にて閲覧することができます）。

【随意契約による発注の前】新商品・新役務（サービス）の内容、契約の発注予定数量、納期、契約の相手方の決定方法や選定基準、申請方法等

【随意契約を締結した後】新商品・新役務（サービス）の内容、契約の相手方となった者の名称・住所、契約の金額・数量、契約の相手方の選定理由等

以上により、PR効果が期待できます。

## 3. 認定手続きの流れ



### ③ 申請書類の提出

- ・募集期間内に郵送（募集期間内必着）又は持参により提出してください。
- ・なお、提出いただいた書類は返却しませんので、ご了承ください。

### ④ 認定審査

- ・新商品等の新規性や調達可能性等について、学識経験者による事前確認及び県の関係部局の担当者と構成する審査会において審査し、認定の可否を判断します。
- ・申請者の方には、プレゼンテーションをお願いします。

### ⑤ 知事の認定

- ・審査結果を踏まえ、知事が認定します。
- ・認定期間は、認定の日から起算して2年間となります。  
(ただし、途中で認定要件等を満たさなくなったときは、その時点で認定取消となります。)

### ⑥ 県による認定事業者の公表

- ・認定事業者は、対象となる新商品等とともに県のホームページ等で公表します。その際、新商品・新役務（サービス）の概要や画像データ等の提供をお願いします。

### ⑦ 認定後の実施状況報告（年1回程度）

- ・認定事業者には、実施計画に基づいた新商品の生産・販売又は新役務（サービス）の提供等に係る実績について、年1回程度報告書を提出していただきます（実施要綱第3号様式）。
- ・提出時期については、その都度お知らせします。

## 4. 認定基準について

認定を受けるためには、認定基準に沿った計画であることが前提となります。下記及び実施要綱等をご覧いただき、基準を満たしているかどうか確認してください。

### (1) 認定基準

#### ① 対象となる方

##### ア. 県内に事業所を有する中小企業者

※「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者（会社及び個人）です。

##### イ. 県内で法人を設立しようとする個人

##### ウ. 県内に事業所を有する地域復興実用化開発等促進事業により開発した新商品の生産又は新役務を提供する者（中小企業者・個人に限らず大企業も対象となります。）

① 「新商品を生産する方」又は「新役務（サービス）を提供する方」が対象となります。なお、生産工程の一部を外注等により行う場合も対象となります。

② 申請者にとって、「新たな事業分野の開拓」となる必要があります。「新商品等」が既に既存の一般的な流通経路に乗って広く販売・提供されているものは対象となりません。

#### ② 対象となる新商品・新役務（サービス）

次のいずれにも適合する新商品または新役務を対象とします。なお、申請時点で商品化されているものに限りです。

##### ア. 新規性

既に販売されている商品等とは別個の範疇に属するもの、または既に企業化されている商品等と同一の範疇に属するものであっても著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するもの（これまでにない新しい製品・役務か、性能・機能等が著しく優れているもの。）。

##### イ. 有用性

事業活動にかかる技術の高度化もしくは経営効率の向上又は住民生活の利便性の向上に寄与するもの（企業活動や住民生活の役に立つもの。）。

##### ウ. 生産方法等の妥当性

新商品等の生産の実施方法（生産方法、販売方法、保守管理方法まで含む）並びに実施に必要な資金の額・調達方法が適切であるもの。

##### エ. 規格・法令等への適合性

新商品等が、要求される各種規格（JIS、工事共通仕様書等）に適合すること。また、実施計画が関係法令に違反しないこと。

#### オ. 県の機関による用途見込み

県機関による調達が可能であり、用途の可能性が現実的であること。

#### カ. その他

実施計画が公序良俗に反しないこと。

#### 【本制度による新商品等の対象外となる例】

- ① 県機関との契約の可能性が全く認められないもの。
- ② 「薬機法」「医療行為またはそれに類する役務」。ただし、地域復興実用化開発等促進事業による開発品であって安全性等が確保されている場合には対象とします。
- ③ ソフトウェア等で、購入に当たってカスタマイズ（個別の仕様に基づく生産）を前提とするものは、業務委託によるものであり、本制度の対象外とします。また、ソフトウェアのうち、コンテンツ（収録物を表示させる用途のもの）については、既に販売されているものと機能・用途が同等であれば、表示内容の違いによる新規性は認められないため対象外とします。
- ④ その他
  - ・ 材料（素材）、分量、価格を変えただけで新商品等の用途や機能、性能等が既存の商品等と変わらないもの。
  - ・ 名称を変えただけのもの。
  - ・ 既に認定された事業者が生産する新商品等と同等のもの。
  - ・ 原材料、内容物が特定・明示されていないもの。

#### (2) 審査基準

審査にあたっては、上記の認定基準を踏まえたうえで認定の可否の判断を行います。下表の配点により採点を行い、原則として総合点の7割以上を基準とします。ただし、1項目でも評価点が0点である者は基準を満たさないものとします。

審査項目	評価点
ア. 新規性	30
イ. 有用性	10
ウ. 生産方法等の妥当性	20
エ. 規格・法令等への適合性	10
オ. 県の機関による用途見込み	20
カ. その他	10
総合点	100

## 5. 応募方法等

### (1) 募集期間

令和6年3月26日(火) ～5月31日(金) 必着

※「(2) 申請書類」を確認のうえ、提出漏れのないよう注意してください。

### (2) 申請書類

#### ①新事業分野開拓者認定申請書（実施計画書） ※様式指定

【添付書類】

・福島県における物品購入（修繕）競争入札参加資格を有する場合

〔・物品購入（修繕）競争入札参加資格名簿登録通知書の写し〕

・福島県における物品購入（修繕）競争入札参加資格を有しない場合

〔・履歴事項全部証明書又は写し（法人の場合）

・身分証明書又は写し（個人の場合）

・財務諸表（3期分）又は青色申告決算書（3期分）

※3期を経過していない場合は1期分又は2期分で構いません。決算を迎えていない場合は、最近一年間の事業内容等の概要を説明した書類を添付して下さい。

・納税証明書（消費税及び地方消費税）又は写し【※税務署で発行したもの】

・納税証明書（事業税及び自動車税）又は写し 【※県地方振興局で発行したもの】

・新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者に係る認定申請に係る宣誓書（※様式指定）

#### ② 製品等仕様（機械器具等・ソフトウェアのいずれか該当する方） ※様式指定

#### ③ 新商品等に関するパンフレット、写真、その他新商品の品質等を客観的に証する資料等

### (3) 申請方法

下記申請先まで郵送（一般書留または簡易書留）又は持参により提出してください。

### (4) 申請先及び問い合わせ先

福島県商工労働部 産業振興課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16（西庁舎 12 階）

電話：024-521-7283 電子メール：business@pref.fukushima.lg.jp

### (5) 結果の通知

審査の結果については、書面にて通知いたします。

認定になった方には、県ホームページ等による公表内容の原稿作成等を行っていただきます。

### (6) スケジュール

3月 日( )～5月31日(金)	申請書の募集
6月中 (予定)	認定審査（申請者からのプレゼンテーション）
7月上旬 (予定)	認定者の決定及び通知
7月中旬以降 (予定)	県ホームページ等によるPR